

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに 厚生労働大臣が定める病院

当院は厚生労働省からDPC病院に指定されています。

DPC（1日当たりの包括評価）制度により入院される患者様の医療費算出方法が下記の取扱いとなります。

DPCとは、Diagnosis（傷病名） Procedure（治療方法） Combination（組合せ）の略で、診断名と医療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬・処置・入院料等）と出来高評価部分（手術・麻酔・リハビリ・管理料等）の組合せによる計算方法です。

このDPC制度は、良質かつ効率的で効果的な医療の提供と、医療の透明化を図るために導入されたものです。

また、医療機関別に調整係数が決定され、当院は以下の通りとなっております。

基礎係数	1. 0 5 8 3
------	------------

機能評価係数 I	0. 1 4 5
----------	----------

機能評価係数 II	0. 4 1 6 4
-----------	------------



医療機関別係数	1. 6 1 9 7
---------	------------

2026年6月1日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター